真田間, 干俣口・干俣間および新鹿沢温泉口・新鹿沢温泉間(48 km) は 3 円 30銭、 ト州草津・ト州大津間 (10 km) は 4 円 20 銭、 そのほかの区間(45km)は3円というように,山間割増(勾配程 度により割増率を異にする),雪国地割増が加味され,区間ご とに賃率を異にしているのが通例である。

現行の適用賃率別の路線営業キロを示すとつぎのとおりであ る。

適用賃率	おもな線名または区間	営業キロ		
2.60 円	両備線, 嬉野線等	536 km		
3.00	霞ヶ浦線, 天龍線, 園篠線, 大島線, 国分線等	4,243		
3.30	札樽線,近城線(加茂・奈良間を除く)等	1,434		
3.45	十和田南線 (下町・陸中花輪 和井内・休屋 間) 十和田ホテル前・銀山	17		
3.60	一ノ関線,紀南線等	1,877		
3.90	石符線, 空知線, 小国線等	525		
4.20	美瑛線,旭川線,南十勝線等	790		
4.35	十和田南線 (大湯温泉・和井内 和井内・十和田ホテル前 間) 大湯温泉・下町	39		
15円区間	京鸛線(京都市内の区間)雲芸線, 広浜線および岩日線(広島市内均一)	37		
計	92 線	9,498		

(昭和32年4月1日現在)

(2) は数整理

5円・10円単位とし、中間は数は、上下いずれかの最近の単 位に切り上げもしくは切り下げ、そのは数が上下単位のちょう ど中間にあるときは、これを上位の単位に切り上げる。

(3) 最低運賃

割引の有無にかかわらず、片道大人10円、小児5円 鉄道・航路にまたがる場合の旅客運賃の最低は、各別に適用 した最低運賃額を合算したものによる。

(4) 大人普通旅客運賃

普通旅客運賃は、① 旅客の乗車区間に適用の賃率を乗じ、 ② は数整理をし、③ 最低運賃を適用する、いわゆる対キロ 制運賃(例外とし一部市内区間において一定区間内運賃同一の 区間制または均一運賃)を採用しているが、つぎのような諸種 例 紀南線

イ 割引運賃の計算方

の利点から,大人普通旅客運賃を基本運賃とし,旅客および荷 物運送規則の別表として運賃三角表で表定公示している。自動 車線普通旅客運賃別表(運賃三角表)の一例を示せば、下表のと おりである。

(5) 自動車線普通旅客運賃表

運賃三角表は, 前記例のように比較的短い自動車線でも, か なり大きなものとなり、自動車線と鉄道との間の運賃を計算す る場合には不便であるので, 自動車線普通旅客運賃表を設け, 鉄道との接続駅からの大人普通旅客運賃を表示している。本表 は一部改正のつど鉄道公報の通報欄に掲載する。

(6) 小児普通旅客運賃

大人普通旅客運賃の半額であるが, つぎの各号のように自動 車線内相互発着となる場合は,一般民間バスと同様のは数整理 方を, 鉄道・航路にまたがる場合は, 鉄道と同様のは数計算方 をしている。

ア 自動車線内相互発着となる場合

大人普通旅客運賃を折半して、そのは数を5円,10円単位に は数整理した額

イ 鉄道・航路にまたがる場合

大人普通旅客運賃 (鉄道・航路および自動車運賃を合計した 額) を折半して、その1円未満のは数は、これを1円単位に切 り上げて計算した額

(7) 特殊割引旅客運賃

ア割引運賃の種類

学校教育の奨励, 社会事業の育成等の社会政策的見地から, つぎのようた割引がある

- (ア) 学生割引 普通旅客運賃の2割引
- (イ) 被救護者割引 普通旅客運賃の5割引

このほか単行の公示で、身体障害者に対する割引、保安隊員 の公務旅行に対する割引, 国体に参加する選手役員に対する割 引、または季節割引等の恒久的あるいは臨時的の割引が定めら れており、その条件割引率等は鉄道と同様である。

割引旅客運賃は、普通旅客運賃から割引額を差し引いて、円 単位には数計算をした額とし、鉄道・航路にまたがる場合は、 割引率の同じときにかぎってその各普通旅客運賃の合計額から 割引額を差し引いては数計算をした額である。

3 自動車回数旅客運賃

同一区間をしばしば乗車する旅客の利便 をはかり、乗車区間の大人普通旅客運賃を 10 倍した額で、11 券片の普通回数乗車券 を発売する(約1割弱の割引となる)。

通用期間は1箇月、発売区間については、 鉄道のように距離に対する制限はない。小 児の回数旅客運賃は,大人運賃を折半して, その1円未満のは数は、これを1円単位に 切り上げて計算したものである。

4 自動車定期旅客運賃

定期乗車券には通学・通勤の2種があり、 通勤または通学のため、居住地もより線と 勤務先、または国鉄で指定した学校もより 線間を乗車する場合に発売し、その通用期 間は1箇月、3箇月または6箇月である。 通勤・通学定期ともその乗車区間を,毎日 の往復に可能な距離の範囲 (50km) 以内と している。

												11/11/
			紀	南 2	k						上木本	10
(旅客および荷物運送規則第 64 条別表)										紀伊 大泊	10	15
									紀伊 佐田	30	40	40
紀伊 									10	35	40	45
							小又	10	15	40	50	50
						大又	10	15	15	45	50	55
					上橋	10	15	20	25	50	60	60
				栃谷橋	10	15	20	25	30	60	65	70
			矢ノ川 峠	35	40	50	50	60	60	90	100	100
		小坪	15	45	50	60	60	70	75	100	110	110
	二木屋	30	40	75	80	90	90	100	100	130	135	140
岡崎 野田	15	40	50	85	90	100	100	110	115	140	150	150
10	25	50	60	9,5	100	110	110	120	120	150	160	160
		岡崎 野田 15	小坪 二木屋 30 岡町 15 40	大字 大字 大字 大字 大字 大字 15 15 40 50 15 40 50 15 15 16 16 16 16 16 16	(旅客および荷物運送 振谷橋 矢/川 35 小坪 15 45 二木屋 30 40 75 岡崎 町田 15 40 50 85	(旅客および荷物運送規則第 上橋 栃谷橋 10 矢/川 35 40 小坪 15 45 50 二木屋 30 40 75 80 野田 15 40 50 85 90	大文 上橋 10	(旅客および荷物運送規則第 64 条別表) 小又 大又 10 上橋 10 15 佐/川 35 40 50 50 小坪 15 45 50 60 60 二木屋 30 40 75 80 90 90 野田 15 40 50 85 90 100 100	(旅客および荷物運送規則第 64 条別表)	(旅客および荷物運送規則第 64 条別表) 記提供 佐田 一次版 10 15 15 15 15 15 15 15		(旅客および荷物運送規則第 64 条別表) 紀伊 大泊 10 20 25 30 40 40 40 40 40 40 40